

都市計画法第34条第14号の規定による千葉県開発審査会提案基準
の改正（案）に関する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1. パブリックコメント実施期間：令和2年2月13日（木）から3月13日（金）まで
2. 意見提出者数（意見の延べ件数）：1人（1件）
3. 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>市街化調整区域においてコインランドリーの立地を可能にすべきと考える。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・近年コインランドリーの需要はあがっている。・市街化調整区域は、過疎化が進み、地域活力の低下が懸念されており、生活必需品へのアクセスが難しい。・今年の台風15・19号等の風水害に伴う停電、断水により、コインランドリーは超満員となり、コインランドリーの数が増えても良い。・温暖化の影響で、今後ますます災害は増えることが予想される。	<p>本改正案は、市町村の施策（法定計画等）や関連する規制法等に基づき作成しております。</p> <p>したがって、市町村の施策等との関連が認められない用途は、本改正案に位置づけることは難しいです。</p> <p>市街化調整区域内におけるコインランドリーの立地に関する必要性については、御意見を参考にいたします。</p>